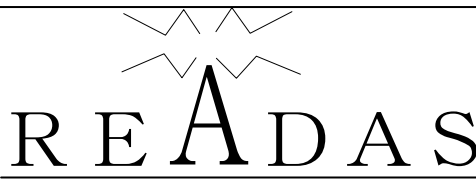


第 4827 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 4日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 内職者や外注に報酬を支払うとき

Q：当社では、家庭の主婦に内職を依頼し、その出来高払いに応じて報酬を支払っています。この場合には源泉徴収が必要ですか？

A：主婦の所得が給与所得と認められる場合は源泉徴収が必要ですが、事業所得と認められる場合には必要ありません。

【解説】

その所得が給与所得である場合には源泉徴収が必要となりますが、事業所得に該当する場合にはその必要がありません。

しかし、これらの所得区分を判断するのは、なかなか難しく、具体的な役務提供契約の内容など総合的に検討しなければ判別できませんが、実務的には、次の事項などを総合勘案して判定することとされています。

- ① 契約の内容が他人の代替を容れるかどうか（代替できない内容の場合は給与所得とされます）
- ② 仕事の遂行にあたり、個々の作業について指揮監督を受けるかどうか（指揮監督を受ける内容の場合は給与所得とされます）
- ③ まだ引渡しを終えていない完成品が不可抗力のため滅失した場合において、その者が権利として報酬の請求をなすことができるかどうか（請求できる内容の場合は給与所得とされます）
- ④ 所得者が材料を提供するかどうか（材料を無償提供されている場合は給与所得とされます）
- ⑤ 作業用具を供与されているかどうか（供与されている場合は給与所得とされます）

